



学校法人北九州YMCA学園 外国人材の雇用について

2025年6月26日

北九州YMCA



1. 学校法人北九州YMCA学園について



事業内容

1. 日本語教育事業（北九州YMCA学院）

現在の学生数397名

（国籍：中国、台湾、韓国、ベトナム、ネパール、スリランカ、
ミャンマー、インド、シンガポール）

2. 有料職業紹介事業（北九州YMCAキャリアサポートセンター）

外国人材に特化した職業紹介事業を行う。

令和2年度より、北九州市より

「北九州市外国人材就業サポートセンター」の事業委託を受ける。

2. 就職希望の留学生のケース

ケース①

母国で大学卒以上の学歴を有し、日本語学校に留学し、日本語を習得した後に日本企業に就職。

（来日から就職まで2年程度）

ケース②

母国で高校卒以上の学歴を有し、日本語学校を卒業後に、日本の大学や専門学校に進学し、その後、日本企業に就職。

（来日から就職まで4年～6年程度）

ケース③

日本語学校の在籍中に「特定技能」の試験に合格し、特定技能ビザで日本企業に就職。

3. 北九州市外国人材就業サポートセンター



主なサービス

- ・ 市内企業からの外国人材雇用に関する専門相談対応
- ・ 外国人材の紹介
(高度人材、特定技能人材)
- ・ 企業向け採用啓発セミナー
- ・ 大学等での就職ガイダンス

など

北九州市

北九州市外国人材就業サポートセンター

外国人材を
受け入れてみたいと
考えている企業の皆様へ

専門相談員が、外国人材の受入れ等をお考えの市内企業の皆様のご相談に無料で対応いたします。また、市内留学生等とのマッチングや紹介を無料で行います。

事前予約制 **相談・紹介無料**

市内企業の皆さまに活用して欲しい**2つの無料サービス!**

サービス1 専門相談
Professional consultation

相談例

- ・ 自社での外国人材の雇用の可能性
- ・ 具体的なビザ等の申請手続き
- ・ 技能実習や特定技能の受入れ手続き など

サービス2 マッチング
International student introduction

採用例

- ・ 海外との貿易や商談時の通訳・翻訳
- ・ ITエンジニアや、機械メンテナンス
- ・ 特定技能(外食、介護、飲食料品製造など) など

対象者 外国人材の受入れを検討している または、すでに受入れている市内企業の方

相談方法 専門相談員が企業様を訪問します。(窓口での相談も可能です)

ホームページをご活用ください!

WEB相談窓口を開発 外国人材雇用に関するイベント情報
・ 求人情報の掲載
・ 無料専門相談の予約

こちらからアクセス▶

詳しくは裏面へ

お問合わせ・申込みはこちらまで

北九州市外国人材就業サポートセンター
TEL 0120-335-305 e-Mail: job@kitakyushuymca.org
【営業時間】 9:00~17:00(土・日・祝日も除く) 【振替先】 専水口座

【運営費】 学校法人北九州YMCA学園(キョウアツアカデミーセンター) 【事業所管理】 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL093-582-2419

令和7年4月発行

4. 外国人雇用に関する心配事

① 日本語でコミュニケーションが取れるか心配

日本語能力試験 N1 N2 N3 N4 N5

② 文化や習慣が違うので、トラブルが起きないか心配

③ 入社しても、数年で帰国してしまうのではないか

④ 会社の情報や技術が漏洩してしまうのではないか

⑤ 日本人と外見が違うので、お客様が戸惑うのではないか

5. 企業の採用動機



- ① 求人を出しても日本人からの応募がないので、外国人材の採用を検討したい。
- ② 海外企業との取引や、海外支店とのやり取りで、日本語と外国語（英語、中国語、ベトナム語 など）ができる人材が必要。
- ③ 現場で働く、技能実習生やアルバイトなどの、通訳、指導、管理などを行うリーダーが欲しい。
- ④ ホテルのフロント業務、店舗での接客販売業務など海外からのお客様の対応ができる人材が欲しい
- ⑤ IT関連、機械関連、電気関連などの専門職で、高い知識と技術を持った人材を雇用したい。

6. 外国人材採用の注意点



- ①日本人の採用と大きく違う点は、外国人材は在留資格（VISA）を取得しなければ働くことができない。（ビザの更新もある）
- ②職務内容によって、外国人材の在留資格（VISA）が取得できるケースとできないケースがある。
【高度人材？ 技能実習生？ 特定技能？ アルバイト？】
- ③社会保険や税金などは、日本人の雇用と変わらない。
年金にも加入する必要がある。
- ④雇用契約書は重要。トラブル回避のためにも本人が理解できるように作成する必要がある。（日本語と一緒に母国語の翻訳もつける 等）

7. 就労資格別の活動事例



それぞれの就労資格で行うことができる活動の具体例です。



